

建設業者の皆様へ

平成20年7月から中間前払金制度を導入しました

延岡市では、平成20年7月1日以後に公告、指名通知等()を行う建設工事を対象として、中間前払金制度を導入しました。

条件付一般競争入札、指名競争入札、見積依頼(随意契約)のことをいいます。

中間前払金制度とは

中間前払金制度とは、既に前払金(請負金額の40%以内)を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に請負金額の20%を前払金として追加して支出するものをいいます。

中間前払金は、部分払に比べて、手続きが簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短くなります。

対象となる工事

1件の請負代金額が100万円以上の建設工事に適用します。

土木建築に関する工事の設計及び調査、測量設計等業務委託については、中間前金払は支払うことができません。これらの業務については、前払金は3割のみ支払可能です。

中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

請負代金の額が100万円以上であること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。

工事の進捗率が、契約金額の2分の1以上の額に相当していること。

前金払と同様に、前払保証事業会社の保証(中間前払金保証)が必要です。

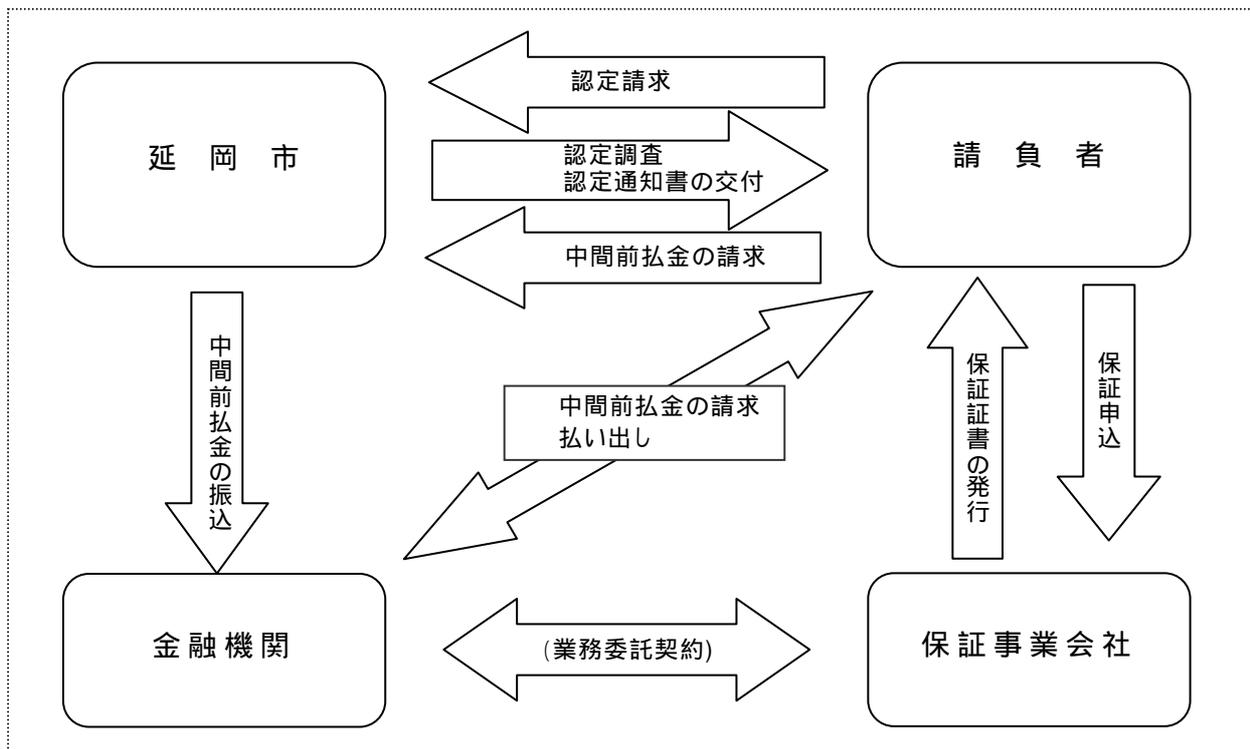
中間前払金の割合

請負代金の10分の2以内の額とします。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならないものとします。

中間前払金の支払い対象となる建設工事

平成20年7月1日以後に公告、指名通知等を行う建設工事を対象としますので、平成20年6月30日までに公告、指名通知等を行った案件については、従来どおり前金払のみを支払いの対象とします

中間前払金に係る手続の流れ



認定請求

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事監督員等に対し、中間前払金認定請求書及び工事履行報告書を提出します。

認定調査

工事監督員等は、請負者から中間前払金認定請求書の提出があったときは、工程表や提出された工事履行報告書等により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを確認し、認定調査の結果、条件を満たしている場合は、中間前払金認定請求書の提出があった日の翌日から起算して7日以内に請負者に対し、中間前払金認定通知書を交付します。

保証証書の発行

請負者は、市から交付を受ける中間前払金認定通知書により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。

中間前払金の請求

請負者は、請求書（市の指定する様式）に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事担当課又は予算担当課に提出してください。

中間前払金の振込み

工事の予算担当課は、請負者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。